

大田市長の同意を得て任免する大田市病院事業の企業職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第41号

大田市長の同意を得て任免する大田市病院事業の企業職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大田市長の同意を得て任免する大田市病院事業の企業職員の範囲を定める規則（平成26年大田市規則第23号の6）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「院長」の次に「、参与」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大田市長の同意を得て任免する大田市病院事業の企業職員の範囲を定める規則第2条の規定は、令和6年9月26日から適用する。